

京都館プロジェクト YouTube チャンネル及び WEB サイト 運營業務仕様

1 委託業務の名称

京都館プロジェクト YouTube チャンネル及び WEB サイト運營業務

2 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

3 業務目的

京都市の YouTube チャンネル「京都館会議」及び京都館 WEB サイトにおいて、伝統産業をはじめとする京都の多様な文化や魅力を発信し、京都への投資を喚起することを目的とする。

4 委託内容

以下の業務について、本市と協議のうえ、実施すること。

(1) YouTube チャンネル「京都館会議」の運営

ア 伝統産業をはじめとする京都の多様な文化や魅力が発信できる動画とオリジナルふるさと納税返礼品の制作に関する動画の企画立案を行い、企画に基づき構成及びシナリオを作成すること。出演者の人選等に当たっては、本市と事前に十分な協議を行うこと。

イ 京都に関心のある潜在的なユーザーの視聴数の増加につながるよう、動画データ（タイトル、タグ、概要欄、サムネイル、ジャンルなど）の設定およびチャンネル設計を行うこと。

ウ 年間 50 本以上の動画を制作すること。1 本当たりの動画の長さは、企画内容の趣旨に応じて、本市と協議のうえ、決定すること。

エ 動画撮影に必要な撮影や映像作成を行うこと。出演者や協力者に関する交渉も受託者において行い、人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行うこと。なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は委託料に含むものとする。

オ 映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行い、完成した動画を YouTube で公開すること。

(2) 京都館 WEB サイトの運営

ア 京都館の「のれん分け事業者」など、京都ゆかりの事業者や個人が発信する首都圏での催事やオンラインで参加可能なイベントなどの情報について、受託者自身で随時収集し、年間 150 件以上、WEB サイトに掲載すること。

イ 京都で生まれた新たなモノや、様々な分野で活躍し京都の魅力を発信する人物や店舗を取材し、特集記事として年 4 回以上掲載すること。

ウ スマートフォンやタブレットでの見やすさ・操作性を確保した UI デザインとすること。

(3) SNS の作成・運用

ア Facebook アカウントページにおいて、YouTube の投稿や WEB サイトの新着情報と連動した更新・管理を行うこと。また、受託者からも投稿記事の提案を行うこと。

イ Twitter・Instagram・TikTok など、その他の SNS の活用については、適宜協議のうえ行う。

(4) 応募者からの独自提案について

応募者は、YouTube のチャンネル登録者数、動画再生回数、WEB サイトの新規ユーザーやページビュー数を増やすために、独自のネットワークやノウハウを活用した広報手法や企画について、他の手法と比較した優位性や経費を含めて提案すること。

(5) 定例打合せ

ア 各種スケジュール管理など、業務の円滑な遂行のため、発注者と月 1～4 回程度の打合せを行うこと。

イ 毎月、YouTube、WEB サイト、Facebook のアクセス状況等を分析し、今後の対応策とともに報告すること。

5 業務体制

本業務の遂行に当たっては、委託業務を総括する制作責任者を置き、本市、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。また、感染症やその他の事由により制作責任者が従事できない場合に備え、制作責任者を代理する担当者を置くこと。

画像やデザイン、映像、音声等の映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

6 成果物

- ・ 業務の実施内容をまとめた資料 3 部
- ・ 資料一式データ

7 留意点

- (1) 納入した成果物に係る著作権ほか一切の権利は本市が保有し、本市が当該データの加工、二次利用を行うことについて了承すること。
- (2) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本市の指示に従うこと。また、本業務と密接に関連するバーチャル京都館モデル実証事業の運営受託者、他の業務受託者とも連携を行うこと。

- (3) 受託者が変わる場合にあつては、前受託者から引継ぎを受け、円滑に事業を遂行すること。
- (4) 本市からサイトや動画に関する修正や削除などの指示があつた場合は、できる限り速やかに対応をすること。
- (5) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (6) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。
- (7) 本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者はその費用を本市に請求書することはできない。